

岩手県告示第731号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、日形土地改良区（一関市）、大堤土地改良区（一関市）及び金流川東部土地改良区（一関市）の合併を認可した。

平成23年12月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 合併により設立する土地改良区 花泉土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区 日形土地改良区、大堤土地改良区及び金流川東部土地改良区